

## 簡易生命保険契約の平成 29 年度契約者配当の実施について

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、保険料の算出方法書の変更について、本日、総務省からの認可を受け、簡易生命保険契約に対する平成 29 年度の契約者配当を、次のように実施することにしました。

### 1 概要

平成 29 年度の契約者配当として、1,437 億円を分配することとし、平成 29 年 4 月 1 日以降の契約者配当に適用します。

なお、契約者配当金の例は、別紙のとおりです。

### 2 配当基準

基本契約・特約ごとに次に掲げるアからエの合計額に、オの額を加算した額を分配します。ただし、アからエの合計額がマイナスとなる場合は、オの額とします。

ア 死差配当	危険保険金等に死差配当率を乗じた額 例：平成19年9月加入契約の死差配当額（危険保険金100万円あたり） （普通養老保険（10年満期）、加入年齢40歳） <table border="1" data-bbox="499 1462 919 1547"><tr><td>男 性</td><td>1,220円</td></tr><tr><td>女 性</td><td>430円</td></tr></table>	男 性	1,220円	女 性	430円
男 性	1,220円				
女 性	430円				
イ 特約支払差配当	特約保険金に特約支払差配当率を乗じた額 例：平成19年9月加入契約の特約支払差配当額（特約保険金100万円あたり） （疾病傷害入院特約、加入年齢40歳） <table border="1" data-bbox="499 1686 919 1771"><tr><td>男 性</td><td>3,710円</td></tr><tr><td>女 性</td><td>2,380円</td></tr></table>	男 性	3,710円	女 性	2,380円
男 性	3,710円				
女 性	2,380円				
ウ 費差配当	保険金に保険金比例費差配当率を乗じた額と保険料に保険料比例費差配当率を乗じた額の合計 例：平成19年9月加入契約の費差配当額 （普通養老保険（10年満期）、加入年齢40歳、保険金100万円） <table border="1" data-bbox="499 1955 919 2040"><tr><td>男 性</td><td>4,448円</td></tr><tr><td>女 性</td><td>4,433円</td></tr></table>	男 性	4,448円	女 性	4,433円
男 性	4,448円				
女 性	4,433円				

エ 利差配当	責任準備金に利差配当率を乗じた額 [ 利差配当率：次の配当利率と加入時の予定利率との差 ] <table border="1" data-bbox="496 248 1369 331"> <tr> <th>経過年数</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> <th>6年</th> <th>7年</th> <th>8年</th> <th>9年</th> <th>10年～</th> </tr> <tr> <td>配当利率(%)</td> <td>0.00</td> <td>0.16</td> <td>0.27</td> <td>0.37</td> <td>0.46</td> <td>0.56</td> <td>0.64</td> <td>0.73</td> <td>0.81</td> <td>0.89</td> </tr> </table>	経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年～	配当利率(%)	0.00	0.16	0.27	0.37	0.46	0.56	0.64	0.73	0.81	0.89
経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年～													
配当利率(%)	0.00	0.16	0.27	0.37	0.46	0.56	0.64	0.73	0.81	0.89													
オ 配当利息	既に分配された積立配当に配当利殖率を乗じた額 配当利殖率：0.10% (参考) 年ごとの効力発生応当日後の配当利殖率：0.01% 注：財形商品、確定拠出終身年金保険については、「年ごとの」を「4月の月ごとの」に読み替えて、配当利殖率を適用します。																						

なお、既に約款でお約束している契約者配当については、引き続き実施します。

注 既に約款でお約束している契約者配当とは、昭和59年9月に保険料の改定(引下げ)を行った際、保険料改定前後における契約間の公平性の観点から、昭和59年8月以前の契約に対し、保険料率の調整として行うこととした配当等です。

電話でのお問い合わせ先：かんぽコールセンター 電話：0120-552-950 受付時間：平日 9:00～21:00 土日休日 9:00～17:00 (1月1日から3日を除きます) ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます
--

# 契約者配当金の例

## 1 養老保険等

満期年月 平成 29 年 9 月  
 加入年齢 40 歳  
 満期保険金額 100 万円  
 付加する特約 災害特約及び疾病傷害入院特約

保険種類	性別	月額保険料	当年度分配額	満期時支払 配当金額	(参考) 仮に前年度の配当基準を そのまま適用した場合	
					当年度分配額	満期時支払 配当金額
		円	円	円	円	円
普通養老保険 (10年満期)	男性	9,300	3,995	41,682	5,003	42,690
	女性	9,170	2,608	32,814	3,480	33,686
普通養老保険 (15年満期)	男性	6,350	5,158	40,092	4,870	39,804
	女性	6,180	3,300	29,077	3,181	28,958
普通定期保険 (10年満期)	男性	930	6,063	34,665	6,140	34,742
	女性	740	3,849	23,308	3,749	23,208
特別養老保険 (10年満期2倍型)	男性	10,120	8,588	73,525	10,894	75,831
	女性	9,820	5,205	53,557	6,990	55,342
特別養老保険 (10年満期5倍型)	男性	12,600	26,133	172,844	28,569	175,280
	女性	11,750	15,851	118,583	17,504	120,236
学資保険 (15歳満期)	男性	6,110	1,773	25,180	1,773	25,180
	女性	5,980	1,057	19,180	1,047	19,170

- 注 1 普通定期保険の分配額は、死亡保険金額 100 万円（ただし、加入できる最低保険金額は 200 万円）の場合です。  
 2 学資保険の加入年齢は、被保険者 0 歳、契約者 40 歳の場合で、契約者の性別は被保険者と同じ場合です。  
 3 特約は、基本契約の加入時に付加した場合です。  
 4 特約保険金額は 100 万円（特別養老保険は 2 倍型 200 万円、5 倍型 500 万円）の場合です。  
 5 表中の配当金額は、請求時支払がないものとして算出した場合です。

## 2 終身保険

加入年月 平成 19 年 9 月  
 加入年齢 40 歳  
 保険金額 100 万円  
 付加する特約 災害特約及び疾病傷害入院特約

保険種類	性別	月額保険料	当年度分配額	当年度を含む 配当金額累計	(参考) 仮に前年度の配当基準を そのまま適用した場合	
					当年度分配額	当年度を含む 配当金額累計
		円	円	円	円	円
普通終身保険 (60歳払込済定額型)	男性	6,720	3,267	33,025	4,702	34,460
	女性	5,940	1,671	23,247	2,832	24,408
普通終身保険 (60歳払込済2倍型)	男性	5,280	3,535	30,008	4,565	31,038
	女性	4,560	1,784	19,859	2,543	20,618
特別終身保険 (60歳払込済)	男性	7,230	3,032	33,145	4,595	34,708
	女性	6,610	1,422	23,587	2,760	24,925

- 注 1 平成 29 年度の年ごとの効力発生応当日に死亡した場合の金額です。  
 2 特約は、基本契約の加入時に付加した場合です。  
 3 特約保険金額は、100 万円の場合です。  
 4 2 倍型普通終身保険は、死亡保険金額 100 万円（保険料払込期間満了後の死亡保険金額は 50 万円）の場合です。  
 5 表中の配当金額は、請求時支払がないものとして算出した場合です。